

平成 25 年度長野市の保育所保育料について

保育家庭支援課

1 保育料改定について

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、本市は昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

2 保育に要する経費と保育料について

保育所の運営に要す経費は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっております。

この運営費は、保護者と公費で負担することになっており、保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、本市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議経過について

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 22 年度の保育料は、国が保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層を新設したことから、長野市も高所得者層に新たに 1 階層を新設して、その他の階層については、据置きました。

また、平成 23 年度の保育料は、国の改定がなかったことから、据置きとしました。

なお、平成 22 年度の税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除に係る年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、平成 23 年度の保育料については、国からの通知に基づき、その影響が生じないように取り扱っております。

4 平成 25 年度の保育料について

現在のところ、国において保育料改正の動きはありませんが、国の動向について注視してまいります。